

意見書

公文書管理委員会 殿

2012年4月24日

瀬畑 源

公文書等の管理に関する法律(以下、公文書管理法と略す)第22条において読み替えて準用する情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第4項の規定に基づき、以下の諮問事件につき意見書を提出する。

諮問事件名

平成23年度諮問第4号「侍従職「業務日誌」昭和33年」の利用請求に関する件

公文書管理委員会からの4月4日付の依頼に対し回答を行う。

異議申立人は「業務日誌 侍従職 昭和33年」を2009年8月31日に閲覧した。なお、宮内庁書陵部側から「個人情報が記載されている部分が多いため、まずは非開示部分が無い部分を数カ所お見せするので、それで他の部分の閲覧も求めるか判断してほしい」との依頼を受けた。当時は非開示部分が含まれている箇所はすべて「袋とじ」にされて閲覧できないようにされていたこともあり、やむを得ず了承した。よって当日閲覧できたのは、1月19日、8月2日～20日、8月24日～9月9日の部分のみである。

当該簿冊は皇居内にある呉竹寮(内親王の住居)の日誌であり、当時呉竹寮に住んでいた清宮貴子内親王(昭和天皇五女、現姓島津)の側近がつけていたものである。簿冊に含まれている紙には、枠線と見出しがあらかじめつけられている。また、日誌であるため、1958年(昭和33年)の1月1日から12月31日まで毎日つけられていたものと思われる。

ただし、これは下記のメモにもあるように「呉竹寮」の日誌であり、清宮個人についての日誌ではない。確かに当時の呉竹寮には清宮しか住んでいなかったが、「参寮者」と「参邸者」の項目を分けていることからわかるように、この日誌は清宮個人に属しているものではない。また、参勤者などの宮内庁の職員の記録も含まれている。

内容についてはメモのコピーを参考資料として添付するが、手書きのため読みにくいものと思われるので復元する。なおこの業務日誌の簿冊番号は25056号である。

以下、メモの復元。

25056号

2009.8.31

侍従職業務日誌 昭和33年

呉竹寮 自-月-日 至十二月三十-日 1~12号(月ごとに番号はふられている)

紙の形式は

月	日	天候	宿直				
御目覚		清宮	午前 時 分	御寝	清宮	午後 時 分	
御登院							
御成							
御動静							
御会食							
典式							卒
御使							
贈賜進献							
参寮者							
参邸者							
参勤者							
雑事							

開示された日

1/19、8/2~20(軽井沢に行ってる)、8/24~9/9 基本無記 事務官が軽井沢を往還してるぐらい

9/6 御成に「東宮 義宮 清宮」とある

呉竹寮の日誌のため、清宮の動静以外書かれないようだ。

以上